

(令和3年1月1日現在)

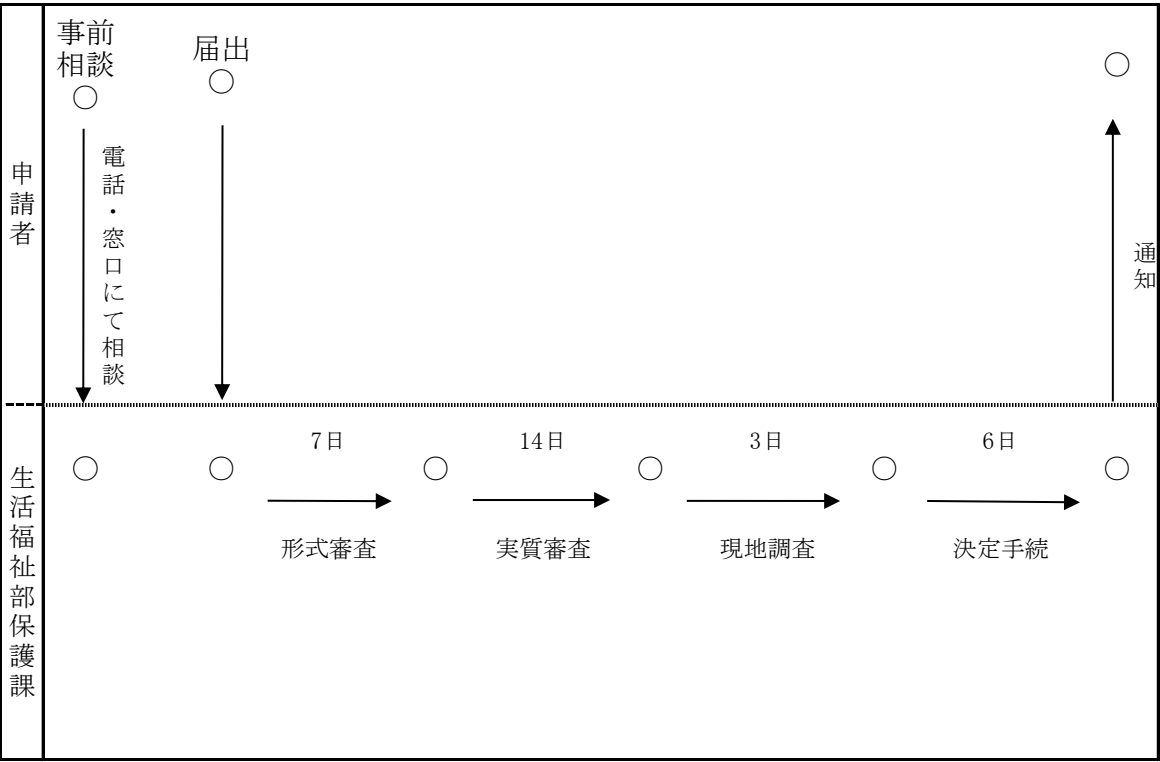
事務処理フロー図

事務名	第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)開始の届出
根拠法令	社会福祉法第68条の2第1項又は同条第2項

作成部署 福祉保健局生活福祉部保護課施設担当 電話32-434

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	無料低額宿泊所の開設手続き方法、施設の設備及び運営等に関する相談
2	届出	届出書及びその他添付書類の提出
3	形式審査	形式上の不備の有無を審査
4	実質審査	届出書及びその他添付書類の記載内容について審査 ※東京都無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例等
5	現地調査	施設の設備等の現地確認
6	決定手続	届出書その他添付書類の内容と相違ないことを確認し決定
7	通知	申請者に通知